

5. 海外特許庁／機関への優先権書類の電子的送付件数（特許・実用新案）

(1) 二庁間での優先権書類の電子的交換を通じた優先権書類の送付件数

国コード	国・地域・機関名	2015年		2016年		2017年	
EP	欧州特許庁(EPO)	(2)	6,388	(3)	6,139	(4)	6,077
KR	韓国	(21)	6,156	(16)	5,643	(11)	5,432
TW	台湾	(22)	10,395	(17)	9,910	(16)	11,364
US	米国	(12)	51,492	(6)	48,816	(5)	37,474
	合計	(57)	74,431	(42)	70,508	(36)	60,347

(2) デジタルアクセスサービスを通じた優先権書類の送付件数

国コード	国・機関名	2015年		2016年		2017年	
CN	中国	(54)	11,921	(54)	13,175	(37)	17,758
FI	フィンランド	(0)	2	(0)	1	(0)	0
GB	英国	(0)	49	(0)	38	(0)	128
IB	世界知的所有権機関(WIPO)	(6)	25,711	(18)	31,055	(24)	40,186
SE	スウェーデン	(0)	1	(0)	3	(0)	1
US	米国	-	-	-	-	(1)	6,625
	合計	(60)	37,684	(72)	44,272	(62)	64,698

注1：（ ）は実用新案の件数を内数で示す。

注2：日本と米国は2017年10月1日をもって、従来の二庁間での優先権書類の電子的交換からデジタルアクセスサービスによる交換に移行。米国については、（1）は2017年9月末までの、（2）は同年10月以降の送付実績。

注3：中国、フィンランド、英国、世界知的所有権機関(WIPO)、スウェーデン、及び米国以外、デジタルアクセスサービスの枠組みに参加している他の庁へ、当該サービスを通じての送付実績は無い。

問合せ先：総務課情報技術統括室